

# 県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドラインについて

特別支援学校等の在校生の利用申込み方法が変わりました

平成 29 年  
4 月施行

群馬県  
心身障害者  
福祉センター

## 一. ガイドラインの趣旨

特別支援学校等に在学中の方が卒業後に、希望する日中活動系の事業所を円滑に利用できるように、利用申込の受付から利用契約手続きまでについて定めたルールです。

## 二. 対象となる事業所

群馬県又は中核市(前橋市・高崎市)が指定した次の種別の事業所です。

- ア. 生活介護
- イ. 自立訓練(機能訓練)
- ウ. 自立訓練(生活訓練)
- エ. 就労移行支援
- オ. 就労継続支援(A型)
- カ. 就労継続支援(B型)

## 三. 手続きの流れ

### (一) 利用希望者の見込みの連絡

□ 特別支援学校等↓事業所  
特別支援学校等は、各事業所へ利用希望者の見込人数、障害の程度等に係る情報を、8/31までに事業所へ連絡します。

### (二) 利用申込

□ 利用希望者↓市町村  
利用希望者が通所を希望する事業所を二か所まで選択し市町村へ申込みをします(二のあくかのサービスごとに一か所と数えます。)

・市町村の受付期間  
九月一日～十一月一日

各市町村の受付期間は同じです。  
※この期間を過ぎて申込みがあった場合も、随時受付をしています。

□ 市町村↓事業所  
市町村は、十一月一〇までに受け付けた利用申込書を、12/1までに事業所へ提出します。

(三) 受入れ状況の連絡  
□ 事業所↓市町村  
事業所としての判断をして、市町村へ、12/15までに名簿を提出してください。

※十二月二日以降に届いた利用申込書についても随時判断をして市町村へ名簿を提出してください。

(四) 利用開始  
市町村毎に通常の利用に係る所要の手続きをします。

※利用しない事由が生じた場合は市町村から事業所に連絡があります。この場合、在校生が卒業するまでは利用申込は取消しとはしませんのでご注意ください。

## 四. 情報提供

事業所は年三回利用状況をとりまとめ、指定権者(県又は中核市)へ利用状況報告を提出します(二月、五月、十月の各一日現在)。

県はこれらの情報を取りまとめ、市町村等へ情報提供します。

## 五. お問い合わせ先

- 利用申込に関すること  
各市町村の障害福祉担当課
- ガイドラインに関すること  
県心身障害者福祉センター  
電話 〇二七・二五四・一〇一〇

※「特別支援学校等の在校生」とは特別支援学校のほか、高等学校、義務教育校等に在籍する生徒を指します。

関係機関の連携体制  
〈支援体制のイメージ〉



# 事業所利用の仕組み

(特別支援学校等在学生に係る特例)

## ※ガイドラインによる手続きの流れ

